

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	Transfer of Rights by Governmental Action
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY CORPORATION	10/01/2003
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	JAPAN SCIENCE AND TECHNOLOGY AGENCY
Street Address:	1-8 Hon-cho 4-chome
City:	Kawaguchi-shi, Saitama
State/Country:	Japan
Postal Code:	332-0012
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	7286033
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)413-2220
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	(703) 413-3000
Email:	khudson@oblon.com
Correspondent Name:	Oblon, Spivak, et al.
Address Line 1:	1940 Duke Street
Address Line 4:	Alexandria, VIRGINIA 22314
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	234485US2XPCT
NAME OF SUBMITTER:	Karen L. Hudson
Total Attachments: 4 source=234485 transfer#page1.tif source=234485 transfer#page2.tif source=234485 transfer#page3.tif source=234485 transfer#page4.tif	

OP \$40.00 7286033

501503499

PATENT
 REEL: 026139 FRAME: 0950

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Yasue Nakajima, of Madoka International Patent Office, Nichiyo Building, 11-12, Kanda-mitoshiro-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0053 Japan, declare as follows:

1. That I am well acquainted with both the English and Japanese languages, and
2. That the attached document is a true and correct partial English translation to the best of my knowledge and belief of:

Official Gazette(Extra No.269) issued on December 13, 2002

June 25, 2007

(Date)

中島 康江

(Signature)

Partial Translation of the applicable Law

Official Gazette (Extra No.269) December 13, 2002

I hereby proclaim the Law of Independent Administrative Institution Japan Science and Technology Agency.

December 13, 2002

Prime Minister Junichiro KOIZUMI

[Law No. 158]

Law of Independent Administrative Institution Japan Science and Technology Agency

Content

Chapter 1: General Rules (Article 1-9)

Chapter 2: Director and Staff (Article 10-17)

Chapter 3: Business etc. (Article 18-20)

Chapter 4: Miscellaneous (Article 21-25)

Chapter 5: Penalty (Article 26-28)

Additional Rule (Article 1-12)

Article 2 of the Additional Rule (Dissolution)

(1) Japan Science and Technology Corporation (the Corporation) shall dissolve at the time Japan Science and Technology Agency (the Agency) is established, and the Agency shall succeed all of the rights and liabilities from the Corporation.

(2)-(8) Omitted

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法の一部改正)
第六条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十三条第一項第二号及び第二十五条の表第五十五条第二項の項中「第二十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律等の一部改正)
第七条 次に掲げる法律の規定中「第三十一条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改める。

一 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)第三十三条

二 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第四十号)附則第七項

三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の設定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)第八条

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項中「第二十二条第一項第六号」を「第二十三条第一項第六号」に、「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第二十二条第三項第一号」を「第二十三条第三項第一号」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第二十二条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十二の項の第三号の第三号中「第二十二条第一項第八号」を「第二十三条第一項第八号」に改める。

(地方税法の一部改正)
第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十三号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

総務大臣 片山虎之助
財務大臣 塩川正太郎
文部科学大臣臨時代理 岡部大臣 林 寛子
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人科学技術振興機構法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年十二月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百五十八号

独立行政法人科学技術振興機構法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 役員及び職員(第十条―第十七条)

第三章 業務等(第十八条―第二十五条)

第四章 雑則(第二十六条―第二十八条)

附則(第二十九条―第三十一条)

第一章 総則

第一条 この法律は、独立行政法人科学技術振興機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることと目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術(人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ)に関する研究及び開発(以下「研究開発」という)の成果であつて、企業化されていないものをいう。

2 この法律において「基礎的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。

1 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的な研究開発

2 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの

3 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業規模において実施することにより、これを企業化することとができるようにすることをいう。

4 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報をいう。

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。

(機構の目的)
第四条 独立行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という)は、新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する基礎研究、基礎的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中核的機関としての科学技術振興の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基礎の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。

(事務所)
第五条 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第三条第一項、第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という)を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、文部科学大臣の認可(以下「認可」という)を得なければならない(以下「文部科学大臣の認可」という)。

8 政府は、認可を得た者(以下「認可受取者」という)は、認可受取者(土地等)を出資の目的とする場合にあっては、土地等を示すものとする。

(出資証券)
第七条 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)
第八条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(名称の使用制限)
第九条 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

職員又は新技術審議会の委員であつた者に係る

附則

9